

# 人間の尊厳、人間性にそなわる価値

加藤佐和

## はじめに

人間の尊厳という概念は、一方で現代のキーワードとして取り上げられ非常に重要視されながら、他方ではその概念がいったい何を意味するのかコンセンsusが得られないまま用いられている。ビルンバッハーは、人間の尊厳はそのあいまいさにもかかわらず、伝家の宝刀のような効力をもち、議論を抑制させる機能をもつと述べている。また、人間の尊厳にもとづく議論は明確さを欠くので、むしろこの概念を使用しないほうがよいのではないかという批判もある。

本論では、人間の尊厳という概念の枠組み、その全部を覆うことはできないが妥当であると思われるような枠組みを提示することを試みる。そのために、人間の尊厳としばしばよく似た概念であると見なされる生命の神聖性という概念と比較することからはじめる。そして、人間の尊厳についてのカントの立場を見直しつつ、現代における人間の尊厳という原理について考察をおこなう。

## 1. 生命の神聖性と比較考量

人間の尊厳という概念と比較しようとしても、生命の神聖性 (sanctity of life, 以下 SOL とする) という概念も明確に定義をあたえるのは難しいものである。sanctity of life はときに生命的尊厳とも訳されているが、dignity や Würde の語と区別すべきとの指摘もある<sup>1)</sup>。SOLにおいて語られる生命とは、人間以外の他の種も含めた生命一般というより、通常は人間の生命をさす。以下本論でも、人間の生命的神聖性に議論を限定したい。

生命が神聖であるということは、ともかくも人の生命はそれ自体で尊いことを意味しているものであると思われる。この SOL という概念の基盤については、神学的と哲学的なものがあげられる<sup>2)</sup>。宗教的な意味では、創世記において人間は神に似せてつくられた存在であり、人間は神の似姿であるがゆえに尊いと理解してきた。

「また神が言った。『われらの像に、われらに似せて、人を作ろう。そしてこれに海の魚、空の鳥、家畜、すべての野（獸）と、地を這うすべてのものとを従わせよう。』そこで、人をみずからに創造した」（創世記1章26－7節）

さらに、他の種を管理する立場として、人間に特別の地位が神によって与えられる。しかし、この人間存在の特別の地位とは、あくまで他の種の生死にかんする管理者としてのものであり、生死にかんして眞の主人は神である。よって、十成には殺すなかれが存在する。生命は、神という人為を超えるものによって、かつそれに似せて創造されたものであるという、その神聖性ゆえに人間生命に至上

の価値を認める。キリスト教に限らず、イスラム教や仏教においても人間生命の固有の価値を認め殺人を禁じているのは同様であるが、ここではキリスト教の立場から考察をすすめたい。

神学的な意味から独立にも、人為をこえる精緻な生命のしくみに対してわれわれは畏敬の念を抱く。人間は現在にいたるまで、精巧な二足歩行ロボットを作りえても、それに生命を吹き込むような技術は当然ながらまだ持たない。生命と物象の違いについて考察することは哲学の課題であり続けてきた。世界のさまざまな存在の中において、カントは理性をもつ存在を、特別の地位にあるものと位置づけた。

このような SOL の神学的および哲学的起源は、人間の尊厳の起源と一致していると考えられる<sup>3)</sup>。一致しているというのは、人間存在は、神の似姿を宿しており、あるいは理性や知性をもつ特別な存在であり、そのような人間は尊厳をもち、尊厳をもつ人間の生命が神聖であると見なされている。

以上のような基盤をもつ SOL という概念は、現代の生命倫理の領域で語られる際には、文脈よって神聖性に程度の差があると見なすことができる。以下、強い意味で用いられる SOL と、それと比較してより弱い意味で用いられている SOL を区別する。

### 1.1. 強い生命の神聖性

まず、比較的強い意味で用いられる SOL の立場についてみてみよう。このような立場は、しばしば生命至上主義とも呼ばれる。人間の生命は至上の価値をもつものであり、それゆえ殺人の禁止が尊かれる。人間の神聖なる生命を奪うことは、「神を演じる」あるいは「自然に反する」こととして容認され得ない。生命の単なる管理者にすぎない人間が、誰か他の人生きるに値しないと判断することはそもそも許されないことであり、人間生命への平等な保護が要請される。

しかし、この人間生命の保護は絶対的ではない。たとえば、正当防衛の結果としての殺人や戦争における殺人は、必ずしも禁止されてきたわけではない。強い SOL の立場でも、例外的な殺人は認めざるをえない。伝統的な倫理原則として「人を殺してはならない（汝、殺すなれ）」と言われるのは、正確には「無辜の人を殺してはならない」というものである。創世記には以下のようにも語られる。「人の血を流す者は、人によって血を流される。人は神の像に作られたのだから」（創世記 9 章 6 節）。強い SOL の立場をとってきたと見なされるキリスト教圏の国々で、近年死刑制度が次々に廃止されているが、それは大戦後のここ数十年のことである。

さらに、ローマ・カトリック教会は、人間生命は受胎の瞬間から開始されるという立場にたつので、人工妊娠中絶も殺人の事例に相当する。しかし、中絶の場合もごく限定的な場合であるが許容可能とみなされるものがある。ローマ・カトリックの伝統の中で、中絶の許容可能なケースとしては、子宮ガンと子宮外妊娠があげられてきた<sup>4)</sup>。この場合、母体の生命と安全を守るために適切な医療処置が行われた結果、派生的に胎児の死がもたらされたものであるとして、子宮ガンと子宮外妊娠の場合の中絶行為は殺人に該当しないと判断されている。

このような神聖なる生命を奪うという例外的な状況がなぜ認められるのか。この問題は、二重結果原理（principle of double effect）にもとづいて、いかなる場合に殺人は許容されうるのかという文脈において論じられてきた。この二重結果原理によれば、ある者の命を奪うこと、行為者が直接に意図している（intend）ときと、その行為の間接的・副次的な結果としての死を単に予見している（foresee）にすぎない場合を区別する。先の中絶の事例では、医師が、母体の生命の安全を守るために医療を施すことをよい結果として意図しており、かつその副次的結果としての胎児の死という悪い

結果はただ予見されているにすぎない場合にのみ、許容できるということになる。他方、医師が胎児の死を直接に意図して中絶を行うことは認められない。そのような場合、母体の命さえ救わないこともある。あるいは、レイプという犯罪の結果による妊娠であっても、胎児の生命は侵害されではならないと見なされる。胎児というもっとも無辜な存在を殺してはならないのである。

強い SOL の立場からすると、人間の生命は至上の価値をもつてゐる。われわれが価値あるものと見なす他の何らかのものと比較考量することはそもそも認められない。競合する他の価値と人間生命的価値を比較考量し、他の価値を実現するために生命を奪うことを意図することは許されない。ただし、上で見てきたような例外的な命を奪う行為は、競合する他の人間の生命という至上価値を守ることを意図しているために許容される。

しかし、二重結果原理にもとづき、特定のケースの殺人を許容可能であるとみなす議論に問題がないわけではない。行為の結果について、「意図していること」と「単に予見しているにすぎないこと」の間に倫理的に重大な相違があると見なせるであろうか。予見するということは、ひょっとすると起こりうるという結果から、ほぼ確実に起こると考えられる結果まで含みうるものであると考えると、後者の場合、ほぼ確実に起こりうる悪い結果について、「意図」と「予見」の差を明確に区別することは難しいものと思われる。また、意図していなかったとしても、ほぼ確実に起こると考えられた結果に対して、通常われわれは責任があると見なすのではないか。

## 1.2. より弱い意味での生命の神聖性

次に、強い SOL 概念と比較して、より弱い SOL について論じたい。これには、伝統的な強い SOL にたいして批判を提示した、quality of life という概念についても同時にみていく必要がある。

ヒポクラテスの誓い以来の医療の伝統において、とにかく患者の生命を永らえさせることが最大の目標とされてきた。強い SOL はその流れに合致する形で存続してきた。だが、このような延命至上主義を批判する形で、「生命の質」(quality of life. 以下 QOL とする) の概念が台頭してきた。QOL の観点からは、患者個人の生活や生の質について配慮することが医療従事者に求められる。それで、多種多様な個人の価値・生のあり方を認め尊重することに次第に価値がおかれるようになる。そのような流れを受けて、強い SOL の概念を新たに QOL と両立可能な概念として読み替える議論が登場する。

たとえば、カイザーリングは、SOL と QOL はそのままの形では両者対立する関係にあるが、両概念を両立させることは可能であると論じている<sup>5)</sup>。そのためには、SOL 概念の生命を、生物学的生命から人格的な生命に再解釈する必要があるとする。現代の医療技術の発展に伴い、このような技術と関連し患者の QOL を問うことが避けられない。しかし、生命や生活の質を問うことは、他者や社会が任意に判断するのではなく、あくまで患者本人の利益に沿う形でなければならない。人格的生命に読み替えられた弱い意味の SOL は、患者の人格を認めそれに基づいて質を考慮するものであり、その際他者や社会による評価を制限する機能を持つものと理解される。そしてまた、カイザーリングは、症状の回復や苦痛の除去に十分に努めたが、それでも改善しない場合には、患者の QOL を考慮し治療を停止し死ぬにまかせることは正当なものであるとする。このように QOL の側についても、可能なかぎりの SOL を前提としたものとして再定式が行われている。

SOL と QOL が相補の関係になるためには、両者を再解釈せざるを得ない。そして、そのような再解釈は、生命はすべて神聖であるとする立場から、どこまでが神聖でありどこからが質の問題とみな

してよいのかということを論じることになる。このようにして、先の強いSOLに比して、神聖性が弱い意味に読み替えられる。このような再解釈を経て、SOLの概念は、生命（特に人格の生命）は神聖であるという立場に立脚しつつも、神聖性において程度の差を認めるようになる。

弱い意味に読み替えられたSOLは、可能なかぎりSOLを優先したあとでの治療停止と矛盾しない。同様に、この文脈では無意味な延命は行わないことを選択する尊厳死（death with dignity）も正当化されるものと思われる。このように、より弱いSOLの立場においては、正当な理由にもとづいていれば、人間生命を終わらせること、死を迎えることも許容可能となりうる。先の強い立場のSOLでは、ある行為の間接的・副次的な結果としての死が、弱い立場では正当な理由があるかぎりにおいて直接的に正当化され、死がじかに求められうるものとなる。

この方向をさらにもう一步進めれば、積極的安楽死と弱いSOLを両立することも可能であるかもしれない。たとえば、積極的安楽死の場合、違法性阻却の四要件を示した東海大学安楽死事件の横浜地方裁判所の判決では以下のようである。

「医師による末期患者に対する積極的安楽死が許容されるのは、苦痛の除去・緩和のため他の医療上の代替手段がないときであるといえる。そして、それは、苦痛から免れるため他に代替手段がなく生命を犠牲にすることの選択も許されてよいという緊急避難の法理と、その選択を患者の自己決定に委ねるという自己決定権の理論を根拠に、認められるものといえる」<sup>6)</sup>

ここでは、緊急避難と患者の自己決定にもとづいて、医師が意図的に生命を終わらせる積極的安楽死について、違法性が阻却されると認めている<sup>7)</sup>。緊急避難と認められるのは、苦痛の除去のために方々手段を尽くしたが、患者の状況が改善されない場合とされている。

もちろん強いSOLは現在でも残っているが、より弱い意味のSOLが読み替えられて使用されることが多くなっているように思われる。SOLの意味が弱まれば弱まるほど、人間の生命に備わるとされていた「神聖性」の本来的な意味が薄らぐ。そこでは、神聖性というよりも、生命の尊重という意味に近くなってくる。現在では弱いSOLの概念は、ドゥオーキンが述べるようにより世俗化されて、あるいはより緩やかな形に、つまり個人の多様な価値を認めそのような価値にもとづく自己決定の尊重と矛盾しない範囲で考えられている。そのとき、人格としての個人の自己決定は緩やかな弱いSOLに優先しうることもある。

この立場では、弱いSOLよりも他に価値があると見なされるものが優先されるべき正当な理由をめぐって、なんらかの比較考量を行うことが含まれる。そのとき、生命の価値、すなわち生命が存続するということが有する価値は、非常に重要なものではあるが、他の価値と比較考量可能という意味で相対的なものとなる。

### 1.3. 死刑における比較考量

具体的な生命にかんする比較考量のケースとして死刑について考えたい。強いSOLの立場であれば、そもそも生命を他の価値と比較考量することはできず、人間の生命を奪うことを直接に意図して行う死刑は正当化されない<sup>8)</sup>。それに対して、弱いSOLの立場からは、種々の事情の考慮の結果、死刑囚の生命の価値を他の価値と比較することが可能である。そのとき、他の価値が優先されるべき正当な理由があれば、死刑の執行が正当化されることになるはずである。日本における死刑制度について簡単にみてみたい。

日本国憲法第36条には、「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」とある。そこでまず、死刑制度がそれ自体憲法に反するのかが問われる。昭和23年の最高裁判例を参照すると、死刑は「窮屈の刑罰」であり、また「冷厳な刑罰」ではあるが、「残虐な刑罰」には該当しないと見なされている。

「ただ死刑といえども、他の刑罰の場合におけると同様に、その執行の方法等がその時代と環境において人道上の見地から一般に残虐性を有するものと認められる場合には、勿論これを残虐な刑罰といわねばならぬから、将来若し死刑について火あぶり、はりつけ、さらし首、釜ゆでの刑のごとき残虐な執行方法を定める法律が制定されたとするならば、その法律こそは、まさに憲法第三十六条に違反するものというべきである」<sup>9)</sup>

ここであげられている残虐な死刑執行方法は、火あぶり、はりつけ、さらし首、釜ゆでといった刑であり、現行の死刑執行方法である絞首刑は、「残虐な刑罰」に相当せず、よって違憲ではないとの判断がなされている。また、さらに別の判例では以下のように述べられる。

「殺人は尊厳な個人の生命を奪うものであつて社会的人間生活の安全を根底から破壊する憎むべき反社会的行為である。今日の時代と環境とにおいて、殺人罪に対し社会の秩序と公共の福祉を護るために刑罰として死刑を科する場合のあることは、必要であり是認さるべきである」<sup>10)</sup>

現行の絞首刑が違憲ではないと判断され、死刑における価値の比較考量が日本においては是認されている。死刑囚の生命という法益（価値あるもの）に対して、社会の秩序・公共の福祉という法益（価値あるもの）が優先されるという判断がなされている。このような理由にもとづいているかぎりにおいて、死刑が正当化されうる。ただし、その際に同時に注目すべきことは、どんなに残酷な殺人犯であっても、火あぶりなどの拷問によって必要以上の苦しみを与えて死をもたらすことをしてはならないということである。また、死刑後のさらし首の禁止によって、死体の損壊や死体を広く人々の目に触れさせることが禁じられている。死刑囚の遺体を死後このような形で取り扱ってはならないのである。

これらのことから、たとえ死刑囚の生命は奪われるにしても、その死刑囚の死に際して拷問が禁じられ、同様に、死刑囚の死後にはその遺体を傷つけさらしてはならないとされる。つまり、死刑囚はその命を失うことで自らの罪を償うので、死に際しても死後の扱いに関しても、死刑囚の人格にたいする尊重の態度が今度はわれわれの側に求められているのである。また、尊厳死のように個人がみずからの価値にもとづき選択・決定する場合以外にも、死刑においては社会によってわれわれによって生命存続以上の価値を優先させることが決定される。

## 2. 人間の尊厳と人間性の価値

### 2.1. カントにおける尊厳と死刑

社会が死刑制度を容認しつつも、死刑囚に対して一定の尊重の態度を要求するということは、単なる生命の尊重以外のものからそのように要求されると考えられる。本節では、カントの立場を通してそのことについて考えてみることにする。それは人間の尊厳に深く関わることになる。

カントによれば、自殺は普遍的自然法則たりえず、自分自身にたいする完全義務に違反するものと

見なされている。では、死刑についてはどうであろうか。カントは死刑廃止論の立場をとっておらず、同害報復権（ius talionis）のみが刑罰の質と量を確定的に示すことができると考える<sup>11)</sup>。

「もし或る者が殺人の罪を犯したならば、彼は死ななくてはならない。このためには正義を満足させる何らの代償物もない。よしんばどんなに苦しみに充ちた生にもせよ、生と死のあいだには何らの同質性もなく、それゆえにまた、犯罪者に対して裁判を通じて執行された死、しかもこの苦しんでいる人格のうちなる人間性を奇怪なもの（Scheusal）たらしめかねない一切の虐待から解放された死による以外には、犯罪と報復との何らの相等性もない」<sup>12)</sup>（括弧は筆者の補足）

カントは、殺人という罪を犯した者は、その死でもって償う以外に報復の方法はないという立場をとる。非常に過酷な懲役では殺人の罪は償いえず、罪に対して報復の方が軽度であると考える。このような殺人者にたいする非常に厳しいカントの態度は何に由来するのだろうか。

カントがそのように述べる理由を定言命法から考えてみる。カントの定言命法から導かれる第二の形式、すなわち「すべての人の人格に存する人間性を、単なる手段としてだけではなく、常に同時に目的として扱わなければならない」は、生命倫理では種々の文脈においてよく引用されている。これは多くの場合、人格をもつ個人を道具化・手段化することの禁止の根拠として、代理母やクローンの文脈とも関連づけられている。カントの主張するところの、人格を単に手段として用いることの禁止は、そのことがわれわれのうちなる人間性（Menschheit）を侵害するためである。

人間は理性的な存在であると同時に、感性的な存在でもある。ともすれば傾向性や自愛の念にもとづいて行為しうる。殺人の罪を犯した者は、誰かの命を奪うと同時に、その人の人間性もまた侵害するという罪を犯してもいる。人格をそれとして尊重しない行為や扱いは、その人のうちなる人間性の侵害であり、かつわれわれのうちなる人間性の侵害でもある。殺人という行為によって他者の人間性を侵害した者は、人間性という他のものと置き換えることができない、価値を持ちえないものを侵害するという罪を犯したのである。よって、その罪にたいしては命を奪うという返報しかカントは認めない。

なお、カントは死刑を虐待によらない形態で執行する必要があると述べていることも注目される。死刑囚に必要以上の苦痛を加えることは、死刑囚のうちなる人間性を傷つけることになると見なすのである。それはひいては、われわれのうちなる人間性をも侵害する。つまり、死刑囚にたいする虐待は、人間の尊厳を傷つけることになる。

また、カントはこうも述べている。仮に反乱者自身に自ら刑を死刑か懲役か選ばせるとすれば、「名譽ある者は死刑を選ぶのに反し、無頼漢は手押車を選ぶ」<sup>13)</sup>としている。懲役によって命を永らえさせる無頼漢にたいし、死刑を選ぶ者は「命さえよりもなお高く評価する或るもの、すなわち名譽を知っている」。獄中で逃げることも可能であったのに毒を飲み死を選んだソクラテスにおいてもそうであるが、単なる生命存続以上の価値をわれわれは歴史上多く見出すことができる。

カントは、尊厳という等価物を絶対に持ちえないものは、「生命」ではなく「人間性」にそなわると考える。尊厳は生命の神聖性ではなく、人間性のもつ価値をあらわすものであり、目的自体の原理はこの人間性のもつ価値を侵害することを禁止するものである。この価値を侵害することのないよう、われわれは人間性を發揮しなければならない。そして、そのような人間性をそなえる人格を相互に尊重すること、言い換えればあらゆる他者のうちにそなわる人間性の尊厳を尊重することが求められる。

カントは、人格のうちに内在するものとして、かつ、われわれが共有して保持しているものとして、人間性の二つの側面を強調している。

カントの述べる自律は、単なる自己決定権という意味で言われる自律とは区別しなくてはならない。その自律は、単に自らにかかわる決定を自ら行うという意味をこえるものである。カントの述べるところでは、本来尊厳をもつのは道徳法則であり、理性的存在者は、その道徳法則に合致するようにして、みずからの行為を選択することのできる意志の自律をもつ。そのような意志の自律にもとづき自分自身に法則を与える。カントは、このような積極的な意味での自由について述べている。尊厳のある道徳性と、そのような道徳性をもちうる人間性にもまた尊厳を認めるのである。

このとき、カントの枠組みにおける人間、言い換えると尊厳を有しうる人間は、単なる人類という種に属する人間ではなく、理性的・自律的な存在者であり、道徳性を有しうる人間である。よって、道徳性を發揮させることのできる人間のもつ尊厳が論じられているのである。これに対し、強いSOLの立場のキリスト教においては、人間の生命は受精の瞬間から開始されるとし、ヒトという種に属するすべてが尊厳を有しうることになる。

カントの時代と異なり、体外でヒト胚を生じさせることが可能になった現在、ヒト胚の道徳的地位についてわれわれは考えなければならなくなっている。その際、伝統的な強いSOLの立場を堅持しつづけようとすれば、いくつかの問題を乗り越えなければならないであろう。たとえば、受精した直後のヒト胚を人間の尊厳をもつ存在であると、われわれは躊躇することなく明言できるだろうか。そう見なすとすれば、中絶という行為はすべて人間の尊厳を侵害することになるのだろうか。

## 2.2. ヒト胚と胎児について

中絶の問題は、1970年代に生命倫理学という学問がおこった当初から、非常に重要な議論の対象でありつづけている。そして、1998年にアメリカで胚性幹細胞（ES細胞）が樹立されて以来、ヒト胚や胎児という存在の道徳的地位について、ますます論じられてきている。

ヒト胚や胎児という存在の道徳的地位について考えるにあたり、強いSOLの立場をとりヒト胚や胎児が人間の尊厳を有すると見なすならば、中絶やヒト胚の生命を犠牲にする研究は人間の尊厳に反する行為となるはずである。強いSOLの立場をとっていると見なされる国の実際の対応はどのようにになっているかみてみよう。

キリスト教の影響が強く国民の大多数がカトリック信者とも言われるアイルランドでは、1992年に、レイプ被害にあい妊娠した当時14歳の少女が、国内で中絶が禁止されているためにイギリスで中絶しようとしたときに、裁判所が中絶のための渡航を禁じる差止命令を出すという事件が起こった<sup>10</sup>。しかし、その後国外からだけでなく国内でも批判が高まり、結局この差止命令は撤回されている。この事例では母体に生命の危険が迫っているわけではなく、前述の二重結果原理によれば中絶を行うことは胎児の死を直接に意図しているので正当化されない。しかし、われわれは、この14歳の少女に、人間生命の神聖性にもとづいて妊娠の継続を、さらには出産やその後の赤ん坊の養育まで義務づけることが、倫理的に正しいことであるとはたして本当に見なせるだろうか。アイルランド国民からも中絶の差止命令に批判の声が上がったということは、原理上強いSOLに立脚しつつも、直感的には14歳の少女に中絶を禁じることには反対するという、原理レベルと実戦レベルでのずれを生じているのがうかがえる。

次に、憲法に相当する基本法の冒頭で「人間の尊厳は不可侵 unantastbar である」と謳うドイツに

についてみてみる。2002年5月に、ドイツ連邦議会の「現代医療の法と倫理」審議会による最終報告書が、議会への答申として提出された<sup>15)</sup>。この答申において、人間の尊厳とは、国籍、年齢、あるいは知的成熟性やコミュニケーション能力などの有無にかかわらず、人間の生命をもつ存在の、その生命に人間の尊厳が帰属するという連邦憲法裁判所の言明が引用されている。さらに、人間の不十分さ、不完全さを人間本性の一つの側面として強調する。よって、新生児、重い精神障害を持つ人、昏睡状態や痴呆の人についても、人間の尊厳は、時間とともに獲得されたり失われたりするものではなく妥当する。さらに、人間の尊厳はまだ生まれていないものに（*für den Ungeborenen*）も当てはまるとするひとつの立場があげられている。

「およそ人間の尊厳は不可侵である。それゆえ人間である以上、人間の尊厳が保障する保護請求に守られているために、特別な資格や能力を持つ必要は何もない。この保護義務は、生まれる前のいのちについてもあてはまる」（『人間の尊厳と遺伝子情報』p. 18）

ドイツが、まだ生まれていない存在に対してもこのように考えるのは、1990年12月に可決されたドイツの胚保護法（Embryonenschutzgesetz）との関連がある。ドイツはこの胚保護法にもとづいて、ヒト胚に他国に比して非常に厳格な保護を与えている。ここでの胚とは、受精し、成長能力をもつ、核融合の時点以降のヒト卵細胞、さらに胚から取り出された全能性細胞が該当するとされる（第8条）。第2条「ヒト胚の乱用」においては、胚の維持に役立たない目的のために、譲渡、取得、利用することの禁止が言われる。ここにおいてたとえ体外受精の実施の結果やむをえず生じる余剰胚であっても、その維持に反するような、すなわち胚が死ぬことをもたらすような研究行為への利用が禁じられる。それに対して、ドイツにおいて人工妊娠中絶は法的には違法である。だが、妊娠12週以内に、専門家によるカウンセリングを受けその証明書を得ている場合において中絶は罪には問われない<sup>16)</sup>。中絶は違法であるにもかかわらず、妊娠12週以内では事実上黙認されているともいえる。つまり、ドイツでは、受精直後の受精卵を死なせるような実験は罪となり、妊娠のより後期の胎児を中絶することは罪には問われない。

さらにまた、胚保護法のために国内では受精卵を死なせる研究行為は違法であるが、ドイツは2002年にES細胞の輸入を例外的に認める法律を制定している。国外でつくられたES細胞を輸入することは特定の条件化で許容されることになった。ドイツがES細胞の輸入を許容せざるをえなくなったのは、他国に比べて国内の再生医学の研究が遅れをとってしまうこと、それにより研究者が海外の研究機関に流出してしまうこと等の現実の問題がからんでいる<sup>17)</sup>。

以上のように、医学や生命科学技術が発達し、個人の自己決定を重視する今日において、キリスト教圏で伝統的であった強いSOL概念を維持し続けることは、現実の種々の対応と齟齬をきたしつつある。とりわけ、ヒト胚や胎児の扱いをめぐる諸問題についての現実の対応と実際法レベルで強いSOLの立場を維持しつづけることが難しくなっている。そのような背景が原因としてあり、その結果、伝統的な強いSOL概念に変わるものとして、人間の尊厳という概念が時代のキーワードと言われるほどに多用されている。このことは、人間の尊厳をもっとも優先すべきものとして考え、生命存続の価値についての比較考量を容認するようになってきていることを示すと思われる。それを次節において考察してみたい。

### 2.3. 上位原理としての人間の尊厳

生命の価値についての比較考量は、人間の尊厳と強い SOL を混同しないことで可能になると考える。先に SOL 概念と人間の尊厳概念の源泉が一致するものであることを述べたが、源泉を等しくするもので各国は現在対応しようとしているものと思われる。しかし、人間の尊厳という概念のあいまいさがいつも指摘される。人間の尊厳の枠組みについて規定する必要がある。

ここでは、人間の尊厳を SOL より上位にあるものとして、すなわち、人間の尊厳を上位の原理、弱い SOL をそれより下位にある原理として捉えなおしてみよう。このように考えることで、人間の尊厳についてわれわれがよりよく理解しうるものと思われる。

ふたたび、ヒト胚と胎児の取り扱いの問題について価値の比較考量の観点から考える。

中絶においては、母体の生命の危険がある場合は、母親の生命尊重の価値と胎児の生命尊重の価値が比較されよう。このとき、弱い SOL の立場をとる医師の多くは、たとえ胎児が妊娠の後期にあろうとも、危機に直面している母体の生命を優先させるだろう。そしてそのような場合、医師は墮胎罪には問われない。この意味で、胎児の生命よりも母親の生命の方が価値のあるものと見なされている。また、このような母体の生命が危険にさらされているような状況以外でも、一定期間内において人工妊娠中絶は法的に許容されている。日本の場合では妊娠22週まで許容されており、その期間内においては母親の自己決定の価値と初期胎児の生命尊重の価値の比較を行い、自己決定を優先させることを許していることになる。

ヒト胚を用いてそれを犠牲にするような研究においては、中絶よりも複雑な価値の比較考量を行わなければならない。まず、ヒト胚を用いる研究によって得られると期待される有用性からどのような価値が派生するのかについて考える必要がある。ここでは、単なる利益計算を行うのではなく、利益と価値の区別が必要となってくるであろう。ヒト胚を用いる研究の価値とヒト胚の生命の価値を比較し優先順位をつける。その結果、その研究を行う正当な理由があれば、つまりヒト胚の生命の価値よりも上回る価値が得られると十分に説明されるのであれば、そのような研究は実施可能になるであろう。

中絶において、われわれが比較考量をなすのは、人間の尊厳よりも下位にある原理としての自己決定尊重と弱い SOL である。だが、中絶における女性の自己決定の優先は、あくまで一定の期間内にかぎられる。われわれは臨月間近の胎児を母親が自由に中絶してもよいとは考えない。また、ヒト胚の生命を犠牲する実験についても、下位レベルでそのような研究がもたらしうる価値と弱い SOL を比較考量している。正当な比較考量の結果、ある研究が許されるにしても、現段階ではいずれ廃棄されることが決定されており子宮に着床する機会をもたない余剰胚を用いることが前提となるだろう。研究に必要だからといって、ヒト胚を大量に作製し、大量に消費するような行為までは是認されない。すなわち、比較考量の結果、ヒト胚や胎児の生命を奪うにしても、その生命の価値を決して認めていないわけではなく、ある尊重の態度はわれわれに求められる。そのような尊重の態度が、上位の人間の尊厳から要求されるのである。

ヒト胚は受精の瞬間から人間であるとはっきりと規定し、現存する人間のように、あるいは少なくとも潜在的な人間として扱うことよりも、むしろ、カントの立場にもどり人間の尊厳という原理を人間性にそなわる価値を尊重するものであると理解することで、われわれがヒト胚や胎児という存在のうちにわれわれのうちなる人間性をみてとる方が妥当なのではないかと考える。胎児やヒト胚が何ら

かの権利や能力を持たなくとも、われわれは、われわれのうちなる人間性を發揮し、これらの胎児やヒト胚といった存在にある尊重の態度をもって接しなければならない。ここにおいて問われるのは、われわれが人間性についてどう考えているか、そのような人間性の見解にもとづき、どのように行為すべきであるのかということである。その上で、胎児やヒト胚に対するわれわれの態度を決定する必要がある。

人間存在は、一方で自律的・理性的な存在であり自らの良心にしたがって自由に行行為する存在であり、他方ではもろくも弱くもあるので社会の中で連帯し関係性の中で共存する存在でもある。これらの総体としての人間性をわれわれは發揮しなければならない。弱い存在を尊重しないことは、われわれ自身のうちなる人間性をも傷つけることになるのである。このようにしてはじめて、胎児とヒト胚への尊重を含めた人間の尊厳のよりよい枠組みを提示することができるようになろう。

### おわりに

人間の尊厳の尊重の原理は、まず人間であるというかぎりもつ根本的な価値として、下位にある諸原理を基礎づける。人間の尊厳によって、弱い意味での SOL や QOL といった概念が基礎づけられ、それと関連して生命保護原則や自律尊重原理をわれわれは尊重すべきであると考える。そして、他方では、人間の尊厳は人間性にそなわる価値を尊重することを要求し、人間性を侵害するような行為を禁止するという側面がある。ヒト胚や胎児にかんしては、後者の側面から問う必要がある。すなわち、生命の神聖性の立場にたち、その人間生命がいつ開始するかを問うことよりも、われわれが人間性をみてとるような存在に対しどう振舞うべきであるのか、われわれが人間の尊厳という原理のもとで、保持しようとしている価値とは何であるのかが今この時代において問われなければならない。

### 注

- 1) ホセ・ヨンバルト「人間の尊厳と国家の権力」、成文堂、1990、p. 246。ヨンバルト氏は、「尊厳」は人格としての固有の価値を示すものであり、それがただちに人命の尊重を直接に帰結しないと述べている。
- 2) *Encyclopedia of Bioethics 3rd Edition*, Macmillan Reference USA, 2004, 'sanctity of life' の項を参照。
- 3) 金子晴勇「ヨーロッパの人間像—「神の像」と「人間の尊厳」の思想史的研究」、知泉書、2002、pp. 19-24
- 4) Tom L. Beauchamp, James F. Childress, *Principles of Biomedical Ethics*, third edition, Oxford University Press, 1989, pp.127-128. この第3版の翻訳は、安永幸正・立木教夫監訳「生命医学倫理」(成文堂、1997)がある。
- 5) E. W. カイザーリング「生命の尊厳と生命の質は両立可能か」(加藤尚武・飯田亘之編「バイオエシックスの基礎 欧米の「生命倫理」論」、東海大学出版会、1988、に所収。)
- 6) 殺人被告事件、横浜地方裁判所、平成七年三月二八日刑事第三部判決。
- 7) 違法性阻却の4要件とは、①患者に耐え難い肉体的苦痛が存在すること、②その死が避けられず迫っていること、③患者の苦痛を除去・緩和する他の代替手段がないこと、④生命の短縮を承諾する本人の明確な意思表示があること、である。しかし、この4要件を実際に満たしうるかというと現実には困難であるとも言われる。患者の苦痛をできるだけ除去しようとすると、はっきりと意思表示できない程度に意識レベルが落とされることになる。よって、この4要件はたんなるリップサービスにすぎない。

ないという批判もある。

- 8) ヨーロッパをはじめとする世界的な潮流は、近年死刑制度の廃止に向かっている。その潮流を後押しする形での、死刑廃止にむけての「市民的および政治的権利にかんする国際規約」の第二選択議定書（1989年に国連総会で採択。「市民的および政治的権利にかんする国際規約」は1966年に採択され、この第6条で死刑について述べられている）においては、「死刑の廃止が人間の尊厳の向上（enhancement of human dignity）と人権の斬新的発展に寄与することを信じ」とある（田藤重光『死刑廃止論』第4版、有斐閣、1995年、参照）。これに日本は批准していない。死刑廃止の根拠は、もちろんSOLの根拠とするものだけではなく、人間の尊厳や人権思想、冤罪の可能性等さまざまなものがあげられている。
  - 9) 尊属殺人死体遺棄被告事件、昭和二三年三月一二日大法廷判決。
  - 10) 殺人未遂放火被告事件、昭和二七年一月二三日大法廷判決。
- 生命倫理においてこれまで非常に重きが置かれてきた、自律尊重や自己決定の法的な根拠として、よく引用される憲法13条では、「公共の福祉」に反しない限り幸福追求権を認めている。また公共の福祉にかんして、憲法第12条では、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」とされる。
- 11) I. カント『人倫の形而上学』（『カント全集・第11巻』、理想社、1969年、p204
  - 12) 同上、pp. 205 - 6
  - 13) 同上、p. 206。これは、殺人の事例以外にも、犯罪者の内的な悪意に相応して、死でもってのみ償われるべき国事犯の例としてあげられている。
  - 14) R. ドゥオーキン著、水谷英夫、小島妙子訳『ライフズ・ドミニオン 中絶と尊厳死そして個人の自由』、信山社、1998、pp. 6 - 7
  - 15) この報告書の前半部分の翻訳である、松田純監訳『人間の尊厳と遺伝子情報』（知泉書院、2004、pp. 16 - 19）を参照。ただし、ドイツでも、ヒト胚は無条件の保護に値するという立場と、発達段階に応じて次第に保護に値する存在になるという立場がある（pp. 20 - 23）。後者の立場では、初期段階の胚については他の財との比較考量が是認されると述べられる。
  - 16) L. ジープ、K. バイエルツ、M. クヴァンテ著、山内廣隆、松井富美男編・監訳『ドイツ応用倫理学の現在』ナカニシヤ出版、2002、p. 210
  - 17) 松田純『遺伝子技術の進展と人間の未来』、知泉書館、2005、pp. 12 - 13

#### 参考文献一覧

- ホセ・ヨンバルト『人間の尊厳と国家の権力』、成文堂、1990年  
 高橋隆雄編『ヒトの生命と人間の尊厳』熊本大学生命倫理研究会論集3、九州大学出版会、2002年  
 松田純『遺伝子技術の進展と人間の未来』、知泉書館、2005年  
 松田純監訳『人間の尊厳と遺伝子情報』、知泉書院、2004年  
 加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎 欧米の「生命倫理」論』、東海大学出版会、1988年  
 ロナルド・ドゥオーキン著、水谷秀夫・小島妙子訳『ライフズ・ドミニオン』、信山社、1998年  
 レオン・R・カス著、堤理華訳『生命操作は人を幸せにするのかー蝕まれる人間の未来』、日本教文社、2005年  
 L. ジープ、K. バイエルツ、M. クヴァンテ著、山内廣隆、松井富美男編・監訳『ドイツ応用倫理学の現在』ナカニシヤ出版、2002年

- 金子晴勇『ヨーロッパの人間像－「神の像」と「人間の尊厳」の思想史的研究』、知泉書院、2002年  
吉澤傳三郎、尾田幸雄訳『カント全集・第11巻』、理想社、1969年  
团藤重光『死刑廃止論』第4版、有斐閣、1995年  
平成15年度科学研究費補助金、基盤形成研究（B）（1）NO.1410016研究グループ編「統・独仏生命倫理  
研究資料集（上）－独仏を中心としたヨーロッパ生命倫理の全体像の解明とその批判的考察－」、千  
葉大学、2004年  
安永幸正・立木教夫監訳『生命医学倫理』、成文堂、1997年  
Tom L. Beauchamp, James F. Childress, *Principles of Biomedical Ethics*, third edition, Oxford University  
Press, 1989  
*ENCYCLOPEDIA OF BIOETHICS 3 RD EDITION*. Macmillan Reference, USA, 2004

## Human Dignity: the value of Humanity

KATO Sawa

This paper will propose that human dignity is a higher-order principle while sanctity of life (SOL) is a lower-order principle. In doing so, concepts of human dignity and SOL will be clearly defined. When the expression "sanctity of life" is used, its use indeed contains differences in the strength of the meaning of sanctity. In the position of "weaker" SOL, weighted comparison of the value of life becomes possible. Therefore, the value of life is seen as having a relative value. Even when the values beside that of life are prioritize in such comparison, certain level of respect is required in treatment of life with relative value. This paper will also suggest that such respect is necessitated by humanity which Kant touches upon in his argument. From the standpoint of exercising humanity, how human embryos and fetuses should be treated will be reexamined.